

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1
(令和 6 年 3 月 29 日)」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A
VOL. 1 (令和 6 年 3 月 29 日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の
上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いし
ます。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P.23 問58	(答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア (略) イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合 (以下略)	(答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア (略) イ 当該工賃目標が前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合 (以下略)

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1
(令和 6 年 3 月 29 日)」の正誤(その 2)及び
「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 2
(令和 6 年 4 月 5 日)」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1 (令和 6 年 3 月 29 日)」及び「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 2 (令和 6 年 4 月 5 日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P. 14 問 32	（常勤看護職員等配置加算の取扱い） 問 32 <u>主に重症心身障害児者を通わせる多機能型事業所（生活介護と児童発達支援又は放課後等デイサービス）で常勤看護職員等配置加算を算定する場合は、当該多機能型事業所全体で、常勤換算方法により算出した看護職員の員数に応じて算定することが可能か。</u> （答） <u>当該多機能型事業所全体で配置している看護職員の常勤換算員数に応じて算定が可能である。例えば常勤換算方法で5人の看護職員が配置されていれば、常勤看護職員等配置加算は定員に応じた単位数に5を乗じた単位数を算定することが可能である。</u>	（常勤看護職員等配置加算の取扱い） 問 32 <u>常勤看護職員等配置加算については、多機能型事業所の場合、多機能型事業所全体で看護職員を常勤で配置していれば良いか。</u> （答） <u>貴見のとおり。</u>
P. 23 問 58	（答） 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア （略） イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と	（答） 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア （略） イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と

	の差額を加えて得た額以上である場合 (以下略)	の差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合 (以下略)
--	---------------------------------------	--

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P.10 問24	(答) 開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。 また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。 小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を<u>切り上げるものとする</u>。 例：14.679人の場合⇒14.7人 加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。 (以下略)	(答) 開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。 また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。 小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を<u>四捨五入する</u>。 例：14.679人の場合⇒14.7人 加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。 (以下略)

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1
(令和 6 年 3 月 29 日)」の正誤(その 3)について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1 (令和 6 年 3 月 29 日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いいたします。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P. 23 問 58	(目標工賃達成加算) 問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。 (答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア 指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合 イ 当該工賃目標が<u>当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度</u>における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>目標年度の前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>目標年度の前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上である場合 具体的には、<u>以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となる。</u> ・要件1：<u>①$\geq$③+（④－⑤）となっていること（※④－⑤が0未満の場合は、0として計算）</u> ・要件2：<u>②$\geq$①となっていること</u>	(目標工賃達成加算) 問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。 (答) 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア 指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合 イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上である場合 具体的には、 ① <u>前々年度における事業所の平均工賃月額（実績）</u> ② <u>前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）</u> ③ <u>前年度における事業所の平均工賃月額（実績）</u> ④ <u>前々年度における全国平均工賃月額</u>

① 工賃向上計画における工賃目標 ② 目標年度の事業所の平均工賃月額（実績） ③ 目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績） ④ 目標年度の２年度前における全国平均工賃月額 ⑤ 目標年度の３年度前における全国平均工賃月額 なお、加算が算定できるケースの具体例については、以下の（例１）及び（例２）を参照されたい。	⑤ 前々々年度における全国平均工賃月額について、 ・ ③$\geq$②となっていること ・ ②$\geq$①＋（④－⑤）となっていること（※④－⑤が０未満の場合は、０として計算） のいずれも満たしている場合に、加算の対象となる。
---	---

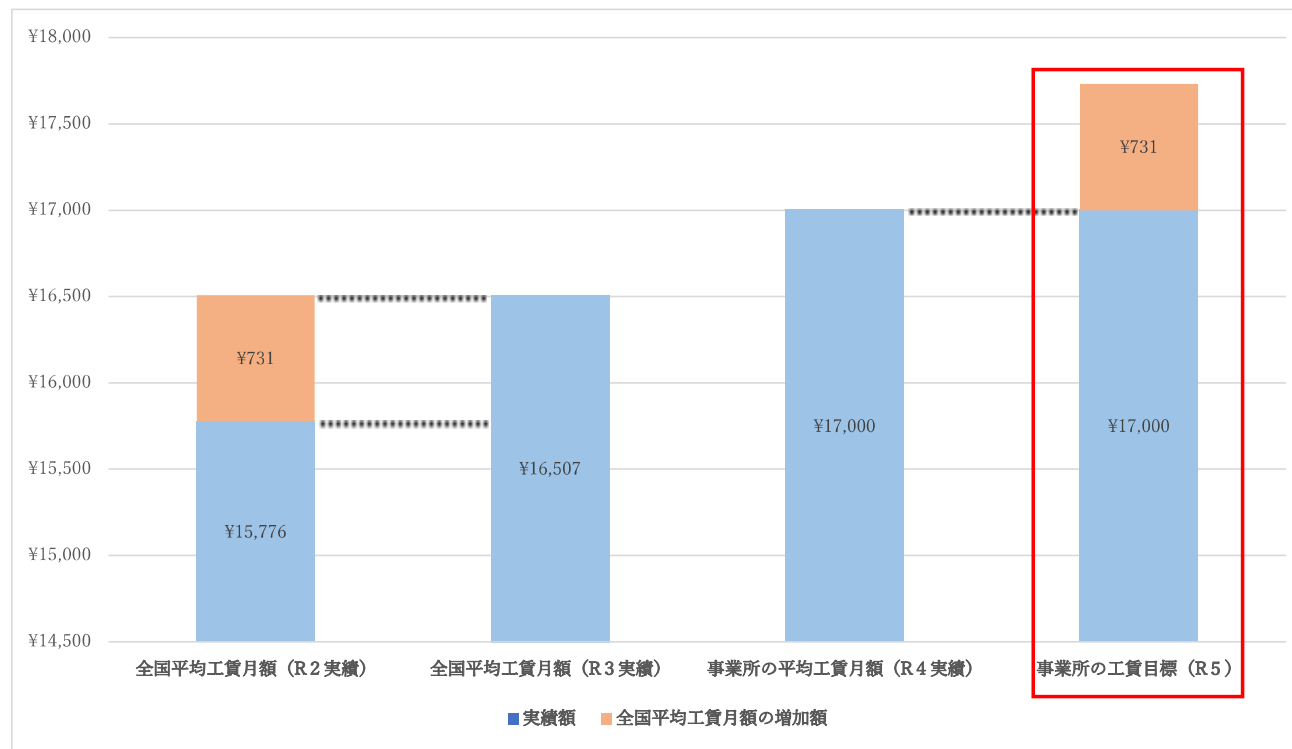
※便宜上、（例１）及び（例２）については、次頁以降に記載しております。

※上記表中の「訂正前」欄は、

- ・ 「「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. １（令和６年３月 29 日）」の正誤について」（令和６年４月 4 日付事務連絡）」及び、
- ・ 「「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. １（令和６年３月 29 日）」の正誤（その２）及び「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. ２（令和６年４月 5 日）」の正誤について」（令和６年４月 26 日付事務連絡）による訂正後の回答であることに留意。

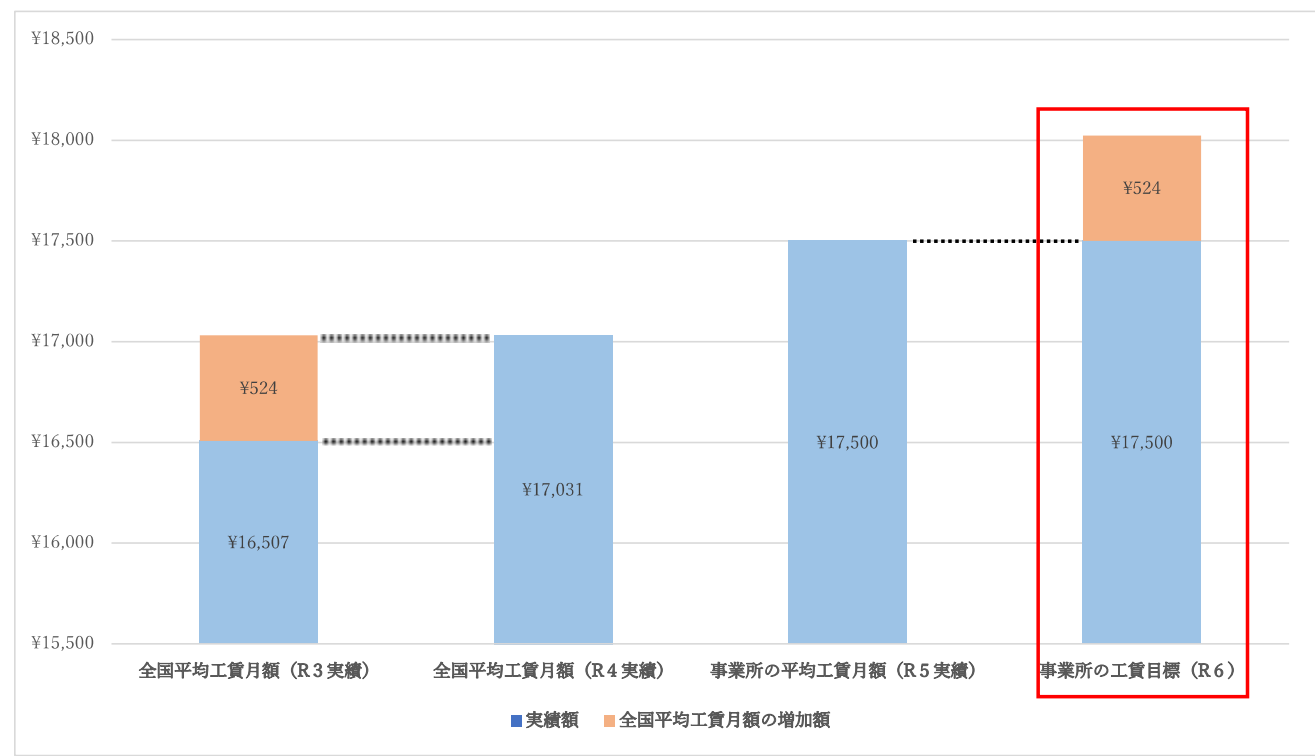
(例 1 : 令和 5 年度の実績に係る加算を令和 6 年度に算定する場合)

令和 4 年度における事業所の平均工賃月額（実績）が 17,000 円であった場合、17,731 円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



(例 2 : 令和 6 年度の実績に係る加算を令和 7 年度に算定する場合)

令和 5 年度における事業所の平均工賃月額（実績）が 17,500 円であった場合、18,024 円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



事 務 連 絡
令和5年10月20日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課 監 査 指 導 室
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
地域移行支援係

電 話：03-5253-1111（内線）3045

mail：chiiki-ikou@mhlw.go.jp

虐待防止対策係

電 話：03-5253-1111（内線）3149

mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室

電 話：03-5253-1111（内線）3060 , 3067

mail：s-kansashidou@mhlw.go.jp

参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

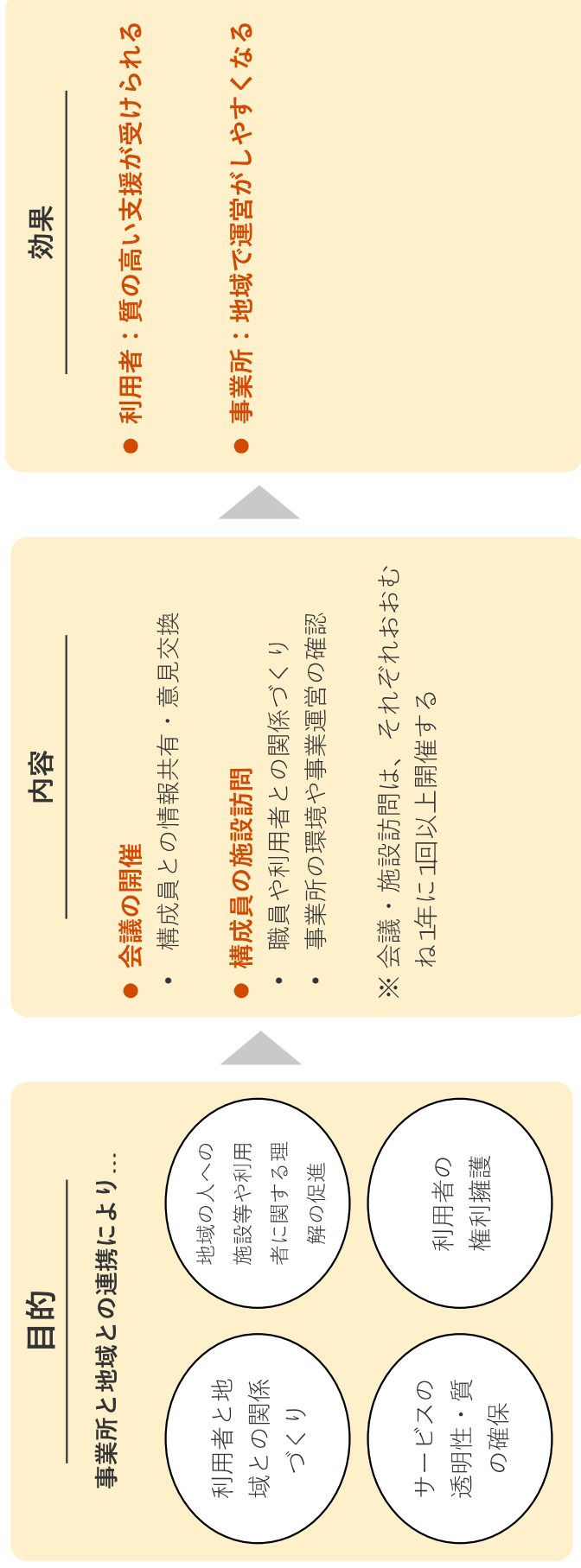
8 （略）

資料1

（事業所向け）地域連携推進会議の概要

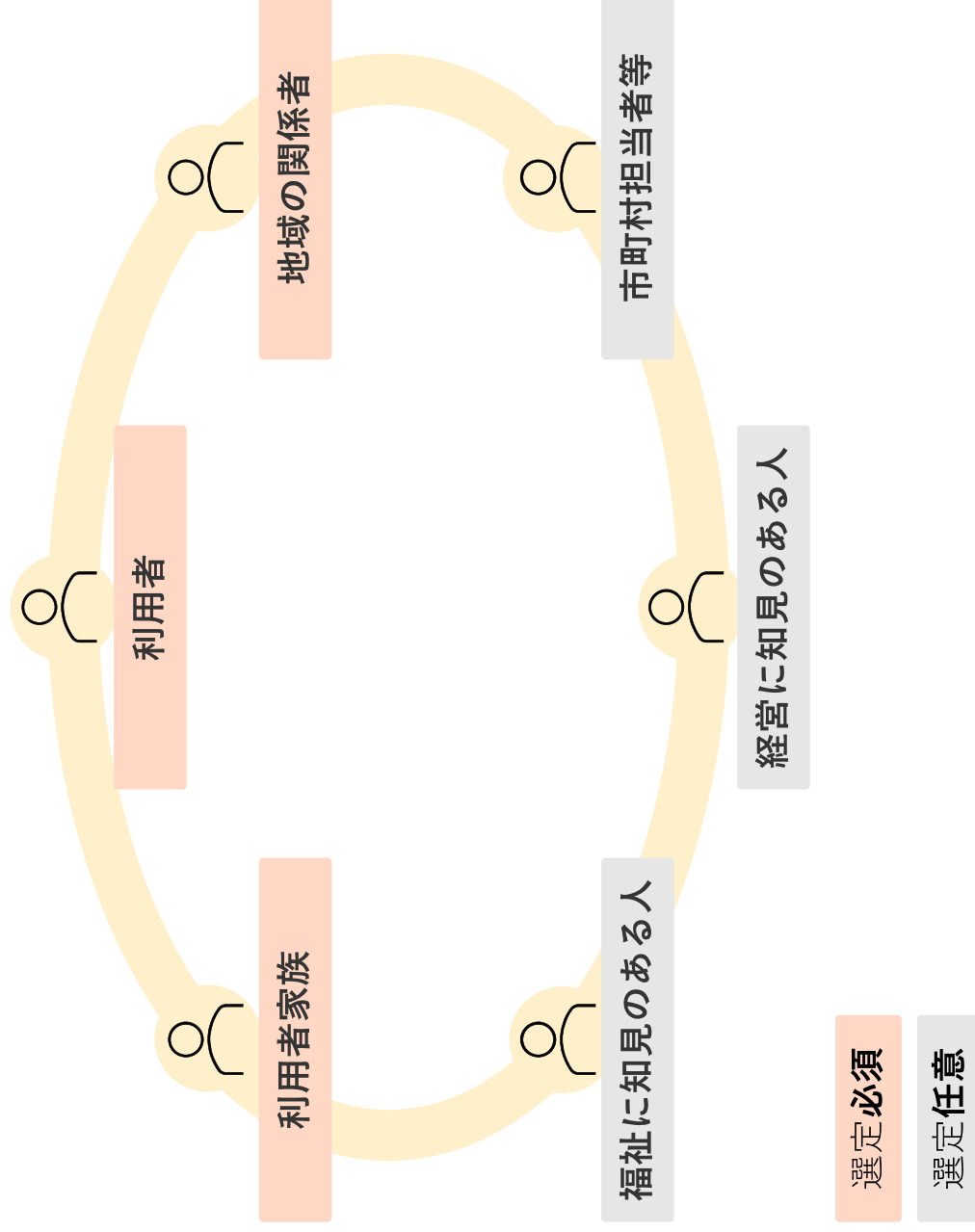
地域連携推進会議の目的・内容・効果

- ・ 事業所と地域との連携による ①利用者や地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護 を目的に、事業所が設置する外部の目を入れた会議体。
- ・ 会議の開催による構成員との情報共有・意見交換と、構成員の施設訪問による職員や利用者との関係づくり、事業所の環境や事業運営の確認を行う。
- ・ 利用者にとってはより質の高い支援が受けられる効果がある。また、地域との連携を深めることで、事業所にとっても、地域での運営がしやすくなる効果がある。



会議の構成員

- ・ 会議の構成員は、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」「福祉に知見のある人」「経営に知見のある人」「市町村担当者」などを想定。このうち、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必ず選出することが必要。
- ・ 人数は5人程度。



会議の開催

- ・ 会議の目的を達成するため、目的に沿った議題を設定する。
- ・ 事業所側からの一方的な報告だけでなく、構成員と双方向で意見交換できる議題を設定することが望ましい。

会議の議題例

1

施設等やサービスの透明性・質の確保

- ・ 利用者の日常生活の様子について
- ・ 経営状況の報告
- ・ BCP（業務継続計画）の策定状況について

2

施設等と地域との連携

- ・ 障害についてのレクチャー
- ・ 近隣からの苦情等の共有
- ・ 地域行事のご案内

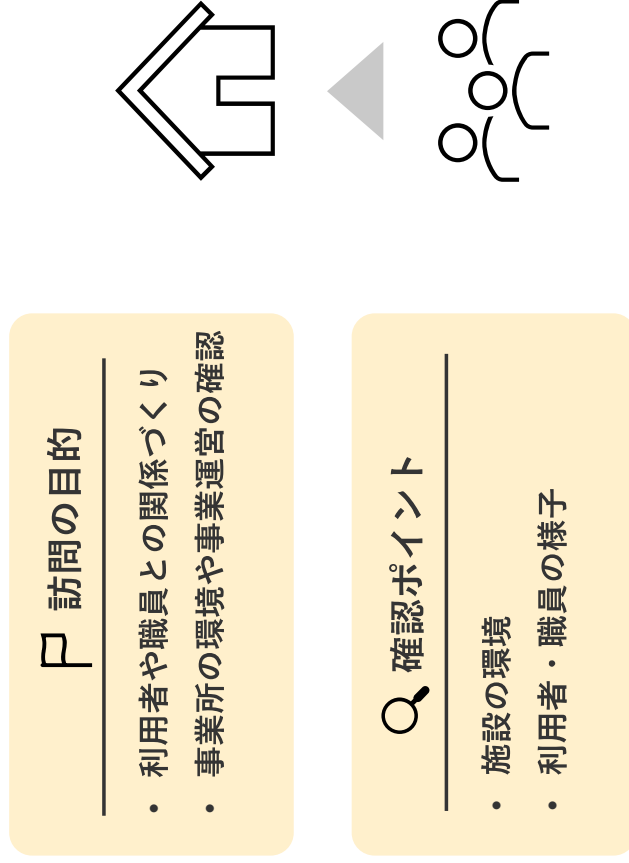
3

利用者の権利擁護

- ・ 虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- ・ 支援者の様子
- ・ 利用者の意向アンケート結果

施設訪問の実施

- ・ 職員・利用者との関係づくり、事業所の環境や事業運営の確認を目的に、構成員による施設訪問を行う。
- ・ 施設見学や職員・利用者とのコミュニケーションを通じて、施設の環境、利用者・職員の様子などを確認する。



資料2

会議進行例

地域連携推進会議 会議進行例

ステップ	内容の例
1 開会挨拶	- 事業運営への協力・理解の御礼 - 地域連携推進会議の趣旨の説明（地域と事業所が連携することにより、利用者と地域の方との関係づくり、サービスの透明性・質の確保や、利用者の権利擁護を推進すること） - ご出席の御礼、積極的に意見をいただくことをお願い など
2 出席者紹介	出席者、欠席者の紹介 （構成員からの自己紹介、2回目以降で構成員に変更がない場合は名簿による事業所からの紹介 など）
3 会議進行	- 用意した資料に沿って説明 - 議題ごとに区切りを設け、構成員からの質問や意見をいただく時間を取る - 会議開催以前に、構成員による施設訪問を実施している場合は、施設訪問をした感想や意見を構成員からいただく
4 閉会挨拶	- ご出席への御礼、今後の事業運営への協力をお願い - 次回の会議や施設訪問の予定が決まっていれば、予定の共有 など

資料3

（構成員向け）地域連携推進会議の概要

障害者支援施設・共同生活援助とは

- ・ 障害者支援施設、共同生活援助（以下「施設等」といいます）は、障害のある方が生活する場所です。
- ・ 生活のプライバシーを守る必要がある一方で、事業運営が外部に見えづらいという課題があります。

	 障害者支援施設	 共同生活援助 (グループホーム)
対象者	常時介護を要する障害の程度が比較的重い方	生活にサポートが必要な 障害の程度が軽い方～重い方
サービス内容	 建物内で日中の活動 生活介護、自立訓練、就労訓練など  入浴・排泄・食事の介助など	 主に住居外で利用者それぞれの活動 仕事、他の障害福祉サービス事業所の利用など ※住居内で日中の支援を行うGHHもあります  入浴・排泄・食事の介助など
施設規模	 大規模（原則定員30人以上）	 小規模（原則定員10人以下）
課題	外部の目が入りづらい、事業運営が外部に見えづらい	

地域連携推進会議とは

- ・ 施設等と地域が連携することによって、以下の目的を達成するために、施設が、利用者、利用者ご家族、地域の関係者などで構成した会議を開催したり、会議の構成員が施設等に訪問したりします。

地域連携推進会議

目的

事業所と地域との連携により...

利用者と地域との関係づくり

地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

サービスの透明性・質の確保

利用者の権利擁護

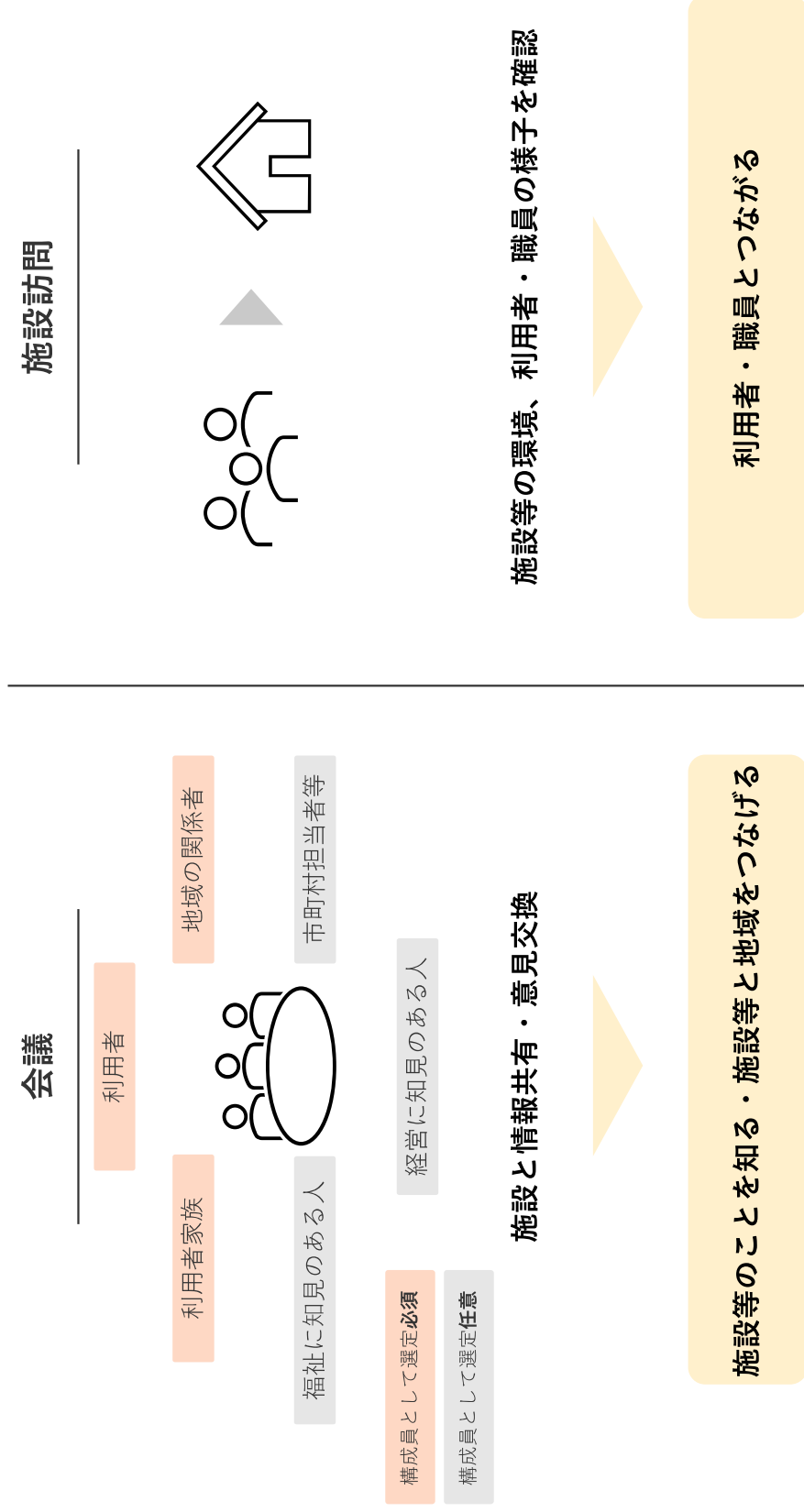
内容

- **施設による会議の開催**
 - ・ 構成員との情報共有・意見交換
- **構成員による施設訪問**
 - ・ 職員や利用者との関係づくり
 - ・ 事業所の環境や事業運営の確認

※ 会議・施設訪問は、それぞれおおむね1年に1回以上開催します。

構成員の役割

- ・ **会議**にご出席いただき、施設と情報共有や意見交換を行い、施設のことを知っていただくとともに、施設と地域とのつながりづくりをお願いします。
- ・ **施設等に訪問**していただき、施設見学や利用者・職員とのコミュニケーションを通じて、施設等の環境、利用者・職員の様子などをご確認いただき、利用者や職員とのつながりづくりをお願いします。



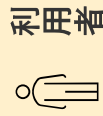
施設訪問時に確認するポイント

- 以下を参考に、施設見学や利用者・職員とのコミュニケーションを行ってください。

施設見学のポイント



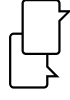
- 居室やリビングにゴミが落ちていませんか
- 設備が壊れていませんか
- 水回りは清潔ですか
- 居住の場として快適ですか



- 服は清潔ですか
- 怯えているような印象はありませんか
- 表情は楽しそうですか



- 利用者を尊重した態度で接していますか
- 利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いはありませんか



利用者・職員との会話（例）



利用者

- 居室は過ごしやすいですか？
- 生活には満足していますか？
- 職員や他の利用者との関係はどうですか？
- 外出するときはどんな所に行きますか？
- これからやってみたいことはありますか？



職員

- 働きやすい環境ですか？
- 職員への研修はどんなことをやっていますか？
- 地域で取り組んでみたいことはありますか？
- 施設が積極的に取り組んでいることはありますか？
- 支援で困っていることはありますか？

資料4

地域連携推進員の手引き

地域連携推進員の手引き

本手引きは、地域連携推進員が施設等を訪問する際、どのような視点で訪問すべきかについて記載しております。

施設等への訪問は、地域連携推進員が施設の利用者や職員の隣人として関わりを深めていくためのきっかけとして役立てていただくことが大切です。私たちが、知人や隣人の家を訪問する場合にも、相手の生活に対する敬意や節度、礼儀をもって訪問したいと思います。地域連携推進員として施設等を訪問する場合も、そこが利用者にとっては生活の場であることを忘れず、同様の敬意や節度、礼儀を払って訪問することが必要です。

地域連携推進員の役割は、施設等が行うサービスや利用者の暮らしを評価することではありません。施設等を訪問し、気になることがあった場合は、施設等の職員や連携推進会議の場で、丁寧に伝えていただけたらと思います。もし、障害者虐待防止法に定める障害者虐待に気づいた場合は、気づいた人には市町村へ通報する義務がありますので、必ず施設等が所在する市町村の障害福祉担当課へ通報をしてください。

施設等を利用する方々の暮らしや、日々の思いに少しでも寄り添って頂くために参考にして頂ければ幸いです。

訪問の意義

訪問する際に最も大切なのは、施設等の利用者、職員との関わりを深めていくことです。訪問後に、道や街中で利用者や職員に会ったとき、お互いに挨拶や言葉を交わすことができるような関係を作ることができたら、地域連携推進会議の目的である地域との連携にとって、大きな成果といえることができるでしょう。

施設等の中では、利用者が生活されています。プライバシーを尊重しながら見せていただくことが鉄則です。

もし、共用スペースや利用者の部屋にごみが散らかっていたり、利用者の身だしなみが乱れていたり、利用者が何かに怯えているような感じがしたりなど、気になることがあった場合は、何か理由があるかもしれませんので、職員に丁寧に尋ねてみるか、地域連携推進会議の場で質問して、確認してください。

利用者の障害特性によっては、視覚的な刺激や音に過敏なため、装飾がなく物が少なくて殺風景に感じる場合があるかもしれません。気になったことは、職員に尋ねていただくことにより、施設等や利用者の生活への理解がより深まると思います。

訪問して理解を深めていただきたいこと

施設等では、時間帯によっては利用者が日中活動や仕事に出かけていて、直接会うことができない場合もあります。また、訪問の時間は限られていますので、見ただけでは分からないこともあります。そのような場合は、例えば、利用者の普段の生活の様子や1日の流れ、食事、日頃の支援の内容、非常災害などの発生への備えなどについて質問し、理解を深めていただけたらと思います。

訪問の際の視点

地域連携推進員として施設等を訪問する際に、どこに注目してよいか、何を聞いてよいか、悩んでしまう場合には、以下の項目や質問例を参考に、施設等を見学し、利用者に話しかけるなどしてみてください。（利用者や職員に質問する他、ご自身の感覚から施設等がどのように感じるのという感覚も重要です。）利用者自身からどんな答えが返ってくるかを聞いていただきたいです。もし、利用者が答えようとした際、施設等の職員が代弁してしまうなどがあれば、改めて利用者に聞いてみるのが重要です。ただし、利用者の状態によっては、会話が困難な場合もありますので、その際は職員の方に聞いてください。

また、利用者だけでなく職員の方に施設のことを聞くことで、施設の理解が深まることもあります。

見学に行く際、外部の方が施設に来ることで、職員や利用者は普段と異なる雰囲気戸惑ってしまうこともあるかもしれません。地域連携推進員から自己紹介をするなど会話しやすい雰囲気の醸成も重要です。前述のとおり、訪問することで関わりを深めたり、施設と地域が協働できることのヒントになったり、と施設だけでなく、地域連携推進員にとっても新たな気づきにつながったり、施設、施設職員、利用者のことをよく知る機会となることを期待しています。

<見学する際のポイント>

（施設等の環境について）

- ・施設等の居室やリビング等にゴミが落ちていたり、散らかったりしていないか。
- ・施設内の設備などが壊れたままになっていないか。
- ・水回りは清潔を保たれているか。
- ・居住の場所として快適かどうか。

※ただし、先述したように、利用者の障害特性により、ご自身の生活環境とは異なる場合もあります。

(利用者について)

- ・ 利用者の服は清潔が保たれているか。
- ・ 利用者が怯えているような印象はないか。
- ・ 利用者の表情は楽しそうか。

(職員について)

- ・ 職員は、利用者を尊重した態度で接しているか。
- ・ 職員が、利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いではないか。

<利用者への質問（例）>

(施設等について)

- ・ あなたは、住んでいるグループホーム（入所施設）を気に入っていますか。
- ・ ご自分の居室は過ごしやすいですか。

(日常生活について)

- ・ 今の生活には満足していますか。
- ・ 毎日の食事はどうですか。
- ・ お風呂はきちんと入れていますか。
- ・ 食事やお風呂などの時間は、その日の都合で変えることができますか。
- ・ お休みの日はどのように過ごされていますか。
- ・ 今、困っていたり、悩んでいることはありますか。
- ・ 何をしている時が楽しいですか。
- ・ (日中サービス支援型グループホームの場合) 日中はどのように過ごしていますか。

※「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された類型のグループホームで、日中も利用者がグループホーム内で生活をされている場合が多いです。訪問する際は、日中はどのように過ごしているか、についても確認してみてください。

(人間関係について)

- ・ 職員との関係はどうですか。
- ・ 同じ施設の仲間との関係はどうですか。
- ・ 困った時に相談できる人はいますか。

(地域との関わり)

- ・ 外出するときは、どんなところに行きますか。
- ・ 地域の中に好きな場所がありますか。
- ・ 行ってみたい場所がありますか。
- ・ 地域の中で取り組んでみたいことがありますか。

(今後について)

- ・これからやってみたいことはありますか。
- ・このグループホーム（または入所施設）に住み続けたいと思いますか。

<職員（管理者、支援者）への質問（例）>

（管理者）

- ・支援者である職員の働く環境としてはどうですか。
- ・離職率が高いなど課題がありますか。
- ・職員への研修はどんなことをされていますか。
- ・利用者への支援計画や業務日誌などは、どのように管理していますか。
- ・地域で取り組んでみたいことがありますか。
- ・施設として積極的に取り組んでいることはありますか。

（支援者）

- ・働きやすい環境ですか。
- ・支援で困っていることなどありますか。
- ・困ったときは相談する人はいますか。

地域連携推進員としての心がけ

地域連携推進員として施設等を訪問していただくことで、地域と施設等の繋がりが生まれ、運営の透明性が確保され、利用者へのサービスの質を高めることにつながります。

また、施設等の職員にとっても、地域の方等に利用者やその生活の様子を知ってもらう良い機会であると同時に、地域連携推進員からの質問が新たな気づきとなり、運営の改善につながる場合もあると思います。

さらに、利用者と地域連携推進員の間で顔の見える関係ができることで、地域で会った際にお互いに声を掛け合えたり、利用者が地域の行事に参加しやすくなったりするなど、利用者が地域の一員としてより良い生活を送ることができるようになるとともに、地域の活性化にもつながると考えられます。訪問の際には、なるべく利用者や職員と沢山会話をしていただくことが大切です。

一方、利用者の中には、プライバシーに関することを他者に知られたくない方や、自分の居室を見られたくない方がいらっしゃる。無理に利用者の個人情報を聞いたり、利用者や施設等の了承がないまま利用者の居室に入ったりしないようご注意ください。

また、利用者によっては、グループホームや入所施設といった障害福祉サービスを利用していること自体を他者に知られたくないという方もいらっしゃいます。地域連携推進員には、施設等や利用者と地域をつなぎ、より良い地域にしていくことが期待されていますが、知り得た情報を施設等や利用者へ無断で他者に漏らすことがないよう格別のご高配をお願いします。

こうした点を踏まえ、是非、ご自身の地域にある施設等がどんな場で、どんな方が利用していて、どんな支援を行っているのか、関心を持っていただくと同時に、地域に開かれた施設等になるよう、ご協力いただけることを願っています。

資料5

地域連携推進会議 参加依頼文（フォーマット）

〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇事業所 管理者 〇〇 〇〇

地域連携推進会議へのご参画のお願い

平素より、当事業所の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設（以下「施設等」といいます）の運営に当たっては、地域と施設等が連携をすることにより、利用者と地域との関係づくりや、地域の方への施設等や利用者に関する理解の促進等を目的として、施設等の外部の方を構成員とした「地域連携推進会議」を定期的に行うことが義務付けられています。当事業所も、地域の一員であることを意識しながら、地域の皆様と連携し合う関係をつくることが大切であると考えています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、下記の趣旨等をご確認いただいた上で、地域連携推進会議への参画についてご協力いただけますと幸いです。ご承諾いただける場合は、お手数をおかけいたしますが、別紙「地域連携推進会議 参加承諾書」を〇月〇日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

地域連携推進 会議の趣旨	以下を目的に、事業所において、地域の方等の外部の方を構成員とした会議体を設置し、会議の開催・構成員による施設訪問を実施します。 ・ 利用者と地域との関係づくり ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ・ 施設等やサービスの透明性・質の確保 ・ 利用者の権利擁護
会議の構成員	以下の中から事業所が選定し、構成員に就任いただきます。 ・ 利用者 ・ 利用者の家族 ・ 地域の関係者 ・ 福祉に知見のある人 ・ 経営に知見のある人 ・ 市町村の障害福祉担当者等
構成員の役割	地域連携推進会議の構成員として、以下にご参加いただきます。 ・ 地域連携推進会議への出席 ・ 施設等への訪問 ※ 会議・施設訪問の実施日時、会場等については別途調整の上、ご連絡申し上げます。
利用者の個人情報 の取り扱いに関する 留意事項	会議・施設訪問にご参加いただく中で、利用者の個人情報に触れる可能性があります。利用者やそのご家族の中には、障害があることや、障害福祉サービスを利用していることを他者に知られたくない方もいらっしゃいます。 利用者の権利擁護のため、地域連携推進会議で知り得た利用者の個人情報は、外部に漏らすことがないよう、格別のご高配をお願いいたします。
担当・連絡先	〇〇〇〇事業所 管理者 〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 E mail: 〇〇〇〇@〇〇〇.jp

(別紙)

地域連携推進会議 参加承諾書

〇〇〇〇事業所

管理者 〇〇 〇〇 宛て

令和 年 月 日

貴事業所の地域連携推進会議への参加を承諾します。

なお、地域連携推進会議で知り得た利用者の個人情報を、外部に漏らさないことを約束します。

所属 _____

役職 _____

氏名 _____